特別徴収義務者の皆様へ

個人住民税特別徴収税額通知の 電子化対応について

令和7年度(令和6年分)以降の給与支払報告書を eLTAX(エルタックス)で提出 される場合、特別徴収税額通知の受取方法を選択することができます。

◆特別徴収義務者用(事業所用)の税額通知

書面(正本)または電子データ(正本)のいずれか一方のみの受取となります。 eLTAX で給報を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法を以下のとおり設定して ください。

- ・データでの受け取りを希望する場合:正本の電子データを eLTAX で受け取る
- ・書面での受取を希望する場合:正本の書面を郵送で受け取る

※注意事項

- ・副本は廃止されますので、紙(正本)+データ(副本)の選択はできません。
- ・電子データで受け取る選択をした場合、書面での通知はできませんのでご注意ください

◆納税義務者用(従業員用)の税額通知

eLTAX で給報を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法を以下のとおり説定してください。

- ·データでの受け取りを希望する場合:電子データを eLTAX で受け取る
- ·書面での受取を希望する場合:書面を郵送で受け取る

※注意事項

- ・納税事務者用の税額通知を電子データで受け取るためには、従業員にデータを配布できる 体制が必要です。また、電子データを選択すると書面での通知はできません。
- ・受給者番号の設定が必須となります。

特別徴収税額通知電子化についての詳細は、地方税共同機構ホームページに 掲載されていますのでご確認ください。(https://www.eltax.lta.go.jp)

七ヶ浜町税務課住民税係

TEL: 0 2 2 - 3 5 7 - 7 4 5 2